

## 介護職員処遇改善加算

■対象：介護職員のみ

■算定要件：以下の通りキャリアパス要件及び職場環境等要件を満たすこと

加算 (I)	加算 (II)	加算 (III)
キャリアパス要件のうち、① +②+③を満たす かつ 職場環境等要件 を満たす	キャリアパス要件のうち、 ①+②を満たす かつ 職場環境等要件 を満たす	キャリアパス要件のうち、① or②満たす かつ 職場環境等要件 を満たす

社会福祉法人江曾島明愛会は加算 (I) を取得しています。

### <キャリアパス要件>

- ①職位・職責・職務内容等に応じた**任用要件と資金体系**を整備すること
- ②資質向上のための計画を策定して**研修の実施または研修の機会を確保**すること
- ③経験若しくは資格等に応じて**昇給する仕組み**又は一定の基準に基づき**定期的に昇給を判定する仕組みを設ける**こと

※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。

社会福祉法人朝日会と合同で外部講師による専門性の高い介護技術を身につけられる研修に参加している

### <職場環境等要件>

資金改善を除く、職場環境等の改善

(有休取得の義務化は対象職員全員守られ取得しています)

## 介護職員等特定処遇改善加算

■対象：事業所が、①経験・技能のある介護職員、②その他の介護職員、③その他の職種に配分  
考え方

経験、技能のある常勤の介護職員の基準は、①基本介護福祉士を有し、所属する法人等における勤務年数が10年以上の常勤介護職員②同資格を有し、他の法人や医療機関における経験を通算して10年以上有する常勤介護職員③本法人に連続して5年以上勤務している常勤介護職員①②③いずれかに該当する常勤介護職員

■算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。

※介護福祉士の配置割合等に応じて、加算率を二段階に設定。

- ▶ 処遇改善加算 (I) ～ (III) のいずれかを取得していること
- ▶ 処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取り組みを行っていること
- ▶ 処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページ掲載等を通じた見える化を行っている。

(①働きながら介護福祉士を目指すものに対する実務者研修受講支援の実施、介護職員の高い介護技術の身につけられるよう外部講師による研修の実施

(②ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気付きを踏まえた勤務環境やケア内容の改善の実施

## 新加算〈介護職員等ベースアップ等支援加算〉

■対象：介護職員。ただし、事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てる事が出来るよう柔軟な運用を認める。社会福祉法人江曾島明愛会では、支給対象者は常勤介護職員および、その他の職員には、常勤介護職員の2分の1を支給します。

■算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。

- ▶ 処遇改善加算(I)～(III)のいずれかを取得していること
- ▶ 賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の3分の2は介護職員等のベースアップ等(※)に使用することを要件とする。

※「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」の引き上げ

介護職員等のベースアップ等支援加算は3分の2以上介護職員のベースアップ等に使用しています。